

議第 30 号

## 下呂市犯罪被害者等支援条例について

下呂市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

# 下呂市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。

## (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じること。
- (3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと相互に連携を図るものとする。

## (市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 下呂市犯罪被害者等支援条例要綱

### 1. 制定理由

犯罪に巻き込まれた被害者や被害者家族、遺族等（以下「犯罪被害者等」という）は、犯罪による直接的な被害や、過熱報道や周囲の無理解な言動などによる二次的被害によって、平穏な生活を営むことができないことが問題となっています。下呂市として、犯罪被害者等の支援にあたっての基本理念を定め、支援を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等への支援に対する市民の理解を深めて、二次的被害を防止し、下呂市に住んでいる人や訪れる人全てが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、当該条例を定めるものです。

### 2. 概要

#### (1) 目的

この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(第1条関係)

#### (2) 定義

用語の意義を説明するものです。

(第2条関係)

#### (3) 基本理念

犯罪被害者等への支援は、個人としての尊厳を重んじ、それぞれの置かれている状況や事情に応じた必要な支援が途切れることなく提供されるよう、適切に行われることを基本理念とします。

(第3条関係)

#### (4) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する総合的な施策を策定及び実施する責務を有し、その施策を実施するに当たっては、関係する機関や団

体と相互に連携を図ることとします。

(第4条関係)

(5) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮し、市が実施する支援に協力するよう努めることとします。

(第5条関係)

(6) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等の相談に応じるための窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言を行うこととします。

(第6条関係)

(7) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずることとします。

(第7条関係)

(8) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供など、必要な支援を行うこととします。

(第8条関係)

(9) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に、市営住宅への入居における特別の配慮など、必要な支援を行うこととします。

(第9条関係)

(10) 広報及び啓発

市は、二次的被害の防止や支援の必要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うこととします。

(第10条関係)

(11) 支援の制限

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときなど、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われるときは、支援を行わないことができることとします。

(第11条関係)

(12) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(第 12 条関係)

(13) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)